



働き方改革関連法の実施スケジュールとその対策

働き方改革関連法は既に2019年4月から下表のとおり順次施行されています。

次に2020年4月からは36協定の上限規制が中小企業にも適用され、「同一労働同一賃金」が大企業に適用、その1年後の2021年からは中小企業にも適用されます。

改正トピック	改正法の施行期日
勤務間インターバル(努力義務)	すべての企業
時間外労働(残業)の上限規制 (36協定) 原則 月 45 時間 年 360 時間、年 360 時間。 臨時的な特別な事情ある場合 休日労働を含み 年 720 時間 単月 100 時間未満 複数月 平均 80 時間 を 限度に設定	大企業 2019 年 4 月 1 日から 中小企業 2020 年 4 月 1 日から
年次有給休暇の確実な取得 (義務化) 年 10 日以上の子次有給休暇の付与者に対して、毎 年 5 日、時季を指定して有給休暇を与える必要があり ます。	2019 年 4 月 1 日から (大企業・中小企業を問わず)
高プロ・フレックスタイム	2019 年 4 月 1 日から すべての企業
医師面接見直し・時間把握	2019 年 4 月 1 日から すべての企業
外国人雇用の拡大(入管法)	2019 年 4 月 1 日から すべての企業
勤務間インターバル(努力義務)	2019 年 4 月 1 日から すべての企業

■「働き方改革関連法」は次の8つの法律です。

労働基準法 労働安全衛生法 パートタイム労働法 労働契約法

・ 労働時間等設定改善法 労働者派遣法 雇用対策法 じん肺法

時間外労働の上限規制設定への対応

過重労働による健康障害の予防、人口減少社会における共働き家庭の増加、男性の育児参加、女性活躍推進、家族介護等「仕事と家庭の両立」の観点から労働時間の上限規制が行われた。

◎原則

→ 週 40 時間を超える時間外労働の限度基準を、原則として、1ヵ月 45 時間、1 年 360 時間とし次の特例を除いて罰則を科すというもの

① 1年単位の变形労働時間制の場合、月 42 時間、年 320 時間とする

② 従来の3ヵ月 120 時間などの限度時間の廃止

◎例外

→ 納期の集中、欠員の発生など特別の事情により労使の協議を経て、36 協定で特別条項を締結する場合においても 1 年 4 回を限度とし、休日労働を含めて1ヵ月 100 時間未満まで延長することができる。但し、複数月の休日労働を含んで 80 時間以内とする。

→ 時間外労働の上限規制は、自動車運転、建設、医師等には当面適用なし

→ 研究開発は条件付きで適用除外

→ 中小企業に対して労基署等が労基法に基づいて「助言・指導」を行う際には、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行う」よう配慮することを義務付けた。(改正法附則)

→ 時間外労働が100時間を超える場合、事業者は、労働者の申出に基づき、医師の面接指導を受けさせる必要がある。(罰則なし)

→ 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金

中小企業に猶予されていた 50%以上の割増賃金の支給は猶予措置が廃止され 2023年4月1日から 中小企業にも適用される。

(参考)

(1) 工作物の建設等の事業…2024年4月1日より罰則付き上限規制の一般即を適用

(2) 自動車の運転の業務…2024年4月1日より、年960時間以内の規制を適用

(3) 新技術、新商品等の研究開発業務…健康確保措置を前提とし、適用除外を継続

(4) 医師…検討会の議を経て2024年4月1日より厚生労働省令で定める上限規制を適用

改正された36協定書

法改正により時間外労働の上限が規制されたため 36 協定で定める事項が変更されました。
このため厚生労働省では「36 協定届」の新様式を策定しました。

法改正後の新様式

記載例として次の様式が出ております。

[F:¥36 協定の記載例 000310071.pdf](#)

[F:¥36 協定届の記載例\(特別条項\)000310074.pdf](#)

[F:¥36 協定届の記載例 000310071.pdf](#)

[F:¥36 協定届記載例 000350328.pdf](#)

出典：厚生労働省「36 協定様式記入例(特別条項)」

- 36 協定届作成支援ツールサイト
- <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



アクセス ~~×~~ 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番
すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面
特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =